

7月1日から「西東京市空き家等の対策の推進に関する条例」が施行されます！

国において、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)」が全面施行されました。この条例は、空家法に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的としています。

▶住宅課 ☎042-438-4052

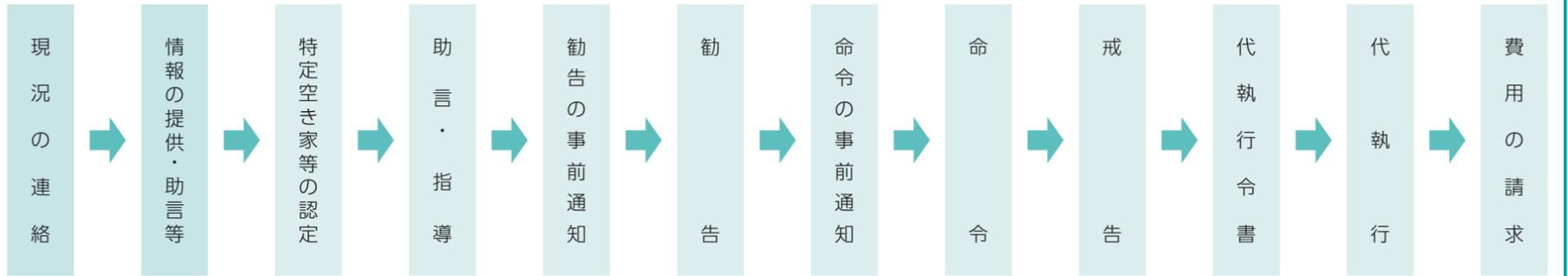
□空き家等の定義

空き家等	建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む)。
特定空き家等	次の状態にある空き家等をいいます。 ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態(例：ゴミが放置され悪臭、ハエなどが発生している等) ③適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態(例：立木などが建物の全面を覆うほど繁茂している等) ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態(例：木の枝が隣地や道路にはみ出ている、敷地内に誰でも侵入できる状態等)



◆特定空き家等に対する措置

市では、特定空き家等と認定した場合、その所有者(相続人)などに対して、助言・指導、勧告、命令、代執行等を実施します。



改善がなされないと、次の段階に移行します。

◆本条例の独自規定

特定空き家等の認定、勧告、命令、代執行等の措置をとる前に、西東京市空き家等対策協議会へ諮問をし、答申を受けます。

また、空き家等の問題に迅速に対応するため、右記の4つの規定を設けます。

□支援

特定空き家等の所有者等がやむを得ない事情により、助言または指導に係る措置を自らとることができないときは、所有者等からの依頼により、市がその措置を代行することができる。

□緊急安全措置

人の生命、身体または財産に危害が及

ぶことを避けるため、緊急の必要があると認めるときは、必要最低限の緊急安全措置を行うことができる。

□空き家等に係る軽微な措置

所有者等がやむを得ない事情により自ら軽微な措置を行うことができないと認めるときは、あらかじめ所有者等の同意を得た上で軽微な措置を行うこと

ができる。

□相続人不明時等の措置

空き家等の相続人が不明等の場合であって、必要があるときは、当該空き家等の関係者に対し、相続財産管理人の選任手続き等に関する情報の提供、助言そのほか必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

所有者等の皆さんに
 お願いします

空き家等は所有者等が責任を持って管理することが原則です。周辺に悪影響を及ぼさないよう適切な管理をお願いします。



ご利用ください! 中小企業事業資金融資あっせん制度

◆中小企業事業資金融資あっせん

内 中小企業者および農業経営者への事業資金の融資あっせん

□要件 同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人

◆創業資金融資あっせん制度

①創業資金融資あっせん

内 市内で新たに創業することで中小企業者に該当する方や創業から1年未満の市内中小企業者への創業資金の融資あっせん

②特定創業

内 市創業支援等事業計画に位置付ける本市の「特定創業支援等事業」により支援を受け、証明書を取得した方への従来の創業資金よりも利率などが優遇された融資あっせん

□要件 事前に西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて経営診

断を受けて創業計画書を作成済み

●新たに創業する場合

・個人(①のみ市内在住者)は事業所を、法人は本店または支店などを市内に設立する

・事業開始に必要な資格や許認可などを債務保証が得られる前に取得

●創業から1年未満の場合

個人(①のみ市内在住者)は事業所が、法人は本店または支店などが市内にある

□申込書類 市印・産業振興課(保谷庁舎3階)・取扱金融機関で配布 ※詳細は申込書類をご覧ください。

申 2020年3月31日(火)までに、提出書類を産業振興課(保谷庁舎3階)へ持参

※2020年2月移転予定、詳細は市報をご覧ください。

▶産業振興課 ☎042-438-4041

資金区分	運転資金	設備資金/運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円
償還方法	元金均等月賦償還	
償還期間	5年以内(据置6カ月以内)	7年以内(据置6カ月以内)
	※特定創業は据置12カ月以内	
融資利率	年1.975%	
利子補給率	年0.995%	※特定創業は1.395%
借受者負担率	年0.980%	※特定創業は年0.580%

障害相談窓口をご利用ください

障害のある方やご家族で、分からないこと・心配事などがある方はお気軽に相談窓口をご利用ください。 ▶障害福祉課 ☎042-438-4034

窓口	主な相談内容・対象者	所在地・電話
障害福祉課 ☎	●障害支援区分の認定 ●障害福祉サービス ●障害者手帳 ●障害者手当 ●障害者の医療費助成	保谷庁舎1階 障害者相談係 ☎042-438-4034 手当助成係 ☎042-438-4035
障害福祉課 ☎	●障害者手帳 ●障害者手当 ●障害者の医療費助成	田無庁舎1階 ☎042-464-1311 内線1561・1562
相談支援センターえぼっく	障害全般(障害の種類に関わらない相談)	障害者総合支援センター ☎042-452-0075
障害者就労支援センター一歩	企業就職(障害の種類不問)	障害者総合支援センター ☎042-452-0095
地域活動支援センター	保谷障害者福祉センター	身体障害・高次脳機能障害 ☎042-463-9861
	ハーモニー	☎精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方(登録制)
	ブルーム	知的障害・発達障害 田無総合福祉センター ☎042-452-3085
子どもの発達センターひいらぎ	成長や発達に心配のある就学前の子ども	住吉会館ルピナス ☎042-422-9897
多摩小平保健所	●難病の療養相談 ●重度心身障害児、医療的ケア児の療育相談 ●心の健康(精神保健福祉)相談 ●感染症に関すること(結核・エイズ・性感染症等)	小平市花小金井1-31-24 ☎042-450-3111